

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当村の人口は、全国的な傾向と同様に減少傾向にあり、平成 30 年 4 月 1 日現在で 6,749 人となっている。年齢構成では、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少しつづけている一方、高齢者人口（65 歳以上）は増加している。

また、現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。

このような中、独自の取り組みとして豊丘村商工業振興事業補助金等を講じて、支援してきたが、引き続き村内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業づくりを目指す。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体のひとつとなり、リニア中央新幹線開業・三遠南信自動車道開通も見据え、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

豊丘村の産業は、農林産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が豊丘村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1

条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

豊丘村の産業は、街区形成ゾーン、商工業活性化ゾーン、農業集落ゾーンなど、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、豊丘村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

豊丘村の産業は、農林産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が豊丘村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。